

○二階委員長 この際、宮腰光寛君から関連質疑の申し出があります。高市君の持ち時間の範囲内でこれを許します。宮腰光寛君。

○宮腰委員 自由民主党、宮腰光寛でございます。質問の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

きょうは、昨年から議論が続く農政改革について質問をさせていただきたいと思っております。

昨年十二月十日、政府は、農林水産業・地域の活力創造プランを決定いたしました。自民党が公約に掲げた農政の二本柱、担い手を育て、農林水産業を成長産業にするための産業政策と、国土保全や地域の伝統文化の維持といった農業、農村の多面的機能を發揮するための地域政策、これらを車の両輪とする政策を具体化した農政改革であります。

自民党の農政は単なる構造改革路線ではありません。改革を進めると同時に、日本社会の原点である農村を守り、次の世代にいい形で継承していく農政でなければならぬというふうに考えております。

我が党は、特に、ことしを農政改革実行元年というふうに位置づけております。安倍総理も、強い農業をつくっていく、息をのむほど美しい日本の農村風景を守っていくとかねがねおっしゃっております。

そこで、まず、活力創造プランや、農業・農村所得倍増目標十カ年戦略など、今回の農政改革の真の狙いについて、総理からお伺いをいたしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 宮腰議員は、ずっと農業を専門的に扱ってこられて、まさに問題意識として、農業を、やる気のある、特に若い人たちにとって魅力的な分野にしていこう、産業として競争力のあるものにしていこう、同時に、やはり農業というのは大地に根差しているわけでありまして、地域の文化、社会を担っている、そして伝統がそこに脈々と息づいている、美しい国土を保全しているのも農村である、これを両立させていく、これは大変難しいことですが、それをやらなければいけないという問題意識です。取り組んでこられた。改めて敬意を表したいと思うわけがあります。

我が国の農林水産業の活性化は待たなしの課題であり、あらゆる努力を傾け、強い農林水産業とともに、美しく活力ある農山漁村を実現していく決意であります。

このため、昨年末、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめ、輸出促進や六次産業化の推進による付加価値の向上、多様な担い手の育成、確保、そして農地集積による生産性の向上、美しいふるさとを守る日本型直接支払いの創設などに精力的に取り組んでいくこととしています。

その上で、四十年以上続いてきた米の生産調整を見直し、農業者が、マーケットを見ながら、みずからの経営判断で作物をつくれるようにするとともに、需要のある麦、大豆、飼料用米の生産振興を図ることによって、農地のフル活用を図り、食料自給率と食料自給力の向上をあわせて図っていくこととしております。

こうした改革を着実に進めることによって、農業を若者にとって魅力ある産業に育成させ、農村全体の所得倍増の実現につなげていきたい、このように考えております。

○宮腰委員 ただいま総理からお答えがあったとおり、今回の農政改革、具体的には大きく四つの改革で構成をされております。農地の集積、米の生産調整の見直し、経営所得安定対策そして日本型直接支払いであります。予算委員会では米の生産調整に特化した議論がなされておりますけれども、改革の全体像が理解されていないのはまことに残念であります。この四つの改革はパッケージであるというふうに思っております。

まず一つ目の改革、農地集積。
農地問題は農政の基本中の基本であります。終戦直後の農地解放、郷里の大先輩、松村謙三先生が農林大臣として取り組まれました。我が国は、農地解放により、地主、小作関係を解消し、自作農をつくることで民主国家としての歩みを始めました。しかし、その後、農地の所有者が農村を離れたり、高齢化や後継者がいないことで農地をほかの農家に預けるケースがふえてまいりました。戦後の農地解放の成果を法律で担保した農地法、その第一条、農地はみずから耕作する者が農地を所有することを最も適当と認めてと、いわゆる耕作主義の理念が、時代とともに形骸化をしてまいりました。

そこで、農地を利用してはいる耕作者こそが最も重視されるという農地法の原点に立ち返り、農地に関する基本的な考え方を所有本位から利用重視

へと大きく転換をいたしました。これが五年前の農地法改正の趣旨であります。昭和二十七年の制定以来、五十七年ぶりの抜本改正となりました。当時野党であった民主党の賛成も得て、成立をいたしました。

この改正によりまして集落営農が進み、リース方式による農業参入が完全に自由化されました。また、農地として利用されていけば、農地を貸した場合でも相続税の納税猶予が継続するという点にもなりました。

昨年の臨時国会で成立した農地中間管理機構関連二法、いわゆる農地集積バンク法は、この農地法抜本改正の延長線上にあります。これも与野党で修正の上、成立をさせました。

新制度では、農地の所有者から、公的機関である農地中間管理機構が農地を直接借り入れ、必要に応じ一定の整備をした上で、分散した農地を集積した形で借り手に貸し出す。公的機関が間に入ることで、農地の所有者も信頼して農地を出していただける仕組みであります。飛び飛びの農地で苦しんでいる現場の担い手農家からの強い要請に応えた改革であります。

また、リース方式で企業が参入する際、個々の農家と相対で交渉している、そういう状況も大きく改善されることとなります。出し手と借り手の相対契約ではなく、公的機関そのものが利用権を設定する仕組みでありまして、農地集積の究極の手法であるというふうに考えております。戦後の農地解放を唯一経験していない沖縄でも、この集積の仕組みは極めて有効であります。

補正と当初予算を合わせて七百五億円の予算が計上されておりますが、それでも足りないぐらいの気持ちで取り組んでいただく必要があると思います。

所得倍増目標十カ年戦略で、担い手の農地集積割合を、現在の五割から、十年後には八割を目標にしております。中間管理機構の活用で目標を十分達成できるのかどうか、林農林水産大臣にお伺いをいたします。

○林国務大臣 今、宮腰委員からお話がありましたように、我が国の農業構造、この十年間で、担い手の利用している面積の割合が三割から五割まで来ておるところでございます。しかし、農業を生産性を高めて成長産業、こういうふうにしていくためには、さらに担い手への農地集積、集約化を加速化することが必要でございます。今お話がありましたように、十年間で五割から八割まで拡大していこう、こういうふうな目標にしております。

このために、画期的な手法として、都道府県段階に農地中間管理機構を整備しよう、こういうことで、今お話をさせていただきましたように、与野党の修正を経て成立したところでございます。

これで、農地を借り受け、機構が大区画化等の条件整備も必要な場合には行う、こういうことをした上で、法人経営体、あるいは大規模家族経営、それからリース方式で参入する企業、こういった皆さんに、規模拡大や利用する農地の集約化の意向に配慮して転貸するスキーム、これができることとなります。

したがって、農地中間管理機構の法制度としての仕組み、それから、七百五億円で足りないぐらいたけれども、予算上の支援措置、それから地域の関係者の話し合い、人・農地プランの作成、見直しですが、この三つをセットで取り組んでいきたい、こういうふうにしておりまして、そういうことで、担い手への農地集積、集約化を加速化して、目標である、十年間で全農地の八割を担い手の農地利用が占める、こういう農業構造を実現したいと考えております。

○宮腰委員 今ほど大臣の方から話し合いという御答弁がありました。

昨年の臨時国会で、人・農地プランを念頭に置き、話し合いで地域の担い手を決めていく仕組みを法制化したしました。農地集積は、この人・農地プランと連動して進めていく必要があります。

都道府県における中間管理機構の設立を急ぐ必要がありますけれども、準備はどぐらいまで進んでいるのでしょうか。大臣、お願いいたします。

○林国務大臣 まさに今おっしゃっていただきましたように、地域の農業者の徹底した話し合い、この人にこの地域は託していこう、こういうことが出てくることで大変に大事でございます。そういう意味で、そういう地域の農業者の皆さんや市町村が農地中間管理機構との連携を密にして、機構のスキームを活用していただくことが重要である、こういうふうになっております。

機構については、制度設計の段階から、実は都道府県、農業公社との意見交換を行ってまいりま

した。また、法案が閣議決定をした直後にも、都道府県に対して制度の説明を行いました。法案成立後、また予算案決定後に、詳細な説明を都道府県、関係団体へ行うとともに、都道府県において機構が早期に立ち上げられますように、準備についてお願いをしてまいりました。一月から二月にかけては、この推進の中心となる都道府県知事へ、機構の早期立ち上げについても要請をしてきたところでございます。

こうしたことで、各都道府県とも前向きに検討していただいております。三月から四月にかけて相当数の都道府県において機構が立ち上がる、こういうふうに見込んでおるところでございます。

○宮腰委員 取り組みにまだ濃淡があるということも伺っておりますので、ぜひ、この集積を加速化していくという意味でも、早く機構を立ち上げていただくように、農水省としても頑張っていたいただきたいというふうに思っております。

集積した農地を配分するという際には、もちろん、外部からの参入も認められております。その際も、農地法第一条の地域との調和要件、これを満たすことが重要であります。この点について、林大臣、どうお考えでしょうか。

○林国務大臣 この人・農地プラン、取り組みを二十四年度から進めておりますが、地域によっては、担い手がない、もしくは不十分という地域もございます。こういうところでは、ほかの地域から、法人経営それからリース方式、こういうことで参入を希望している企業に積極的に働きかけていく、こういう工夫も必要になってくる、こ

ういうふうに思っております。

農地中間管理機構が行う農地の貸し付けですが、機構が貸付先決定ルールを定めて、知事がこれを認可して公表する、こういうふうになっておりますが、知事の認可要件として、地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸し付けの相手方の選定等を行うものでなければならぬということが法の八条に定められているところでございます。

地域の農業の健全な発展でございますが、これはまさに、今、宮腰委員からお話のありました農地法一条に規定をされております、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農用地についての権利の取得を促進、このことは当然に含まれておることでございますので、機構が新規参入者に農地を貸し付ける際には、以上のような枠組みの中で地域との調和要件を満たす、こういうことになるということでございます。

○宮腰委員 次に、二つ目の改革、米の生産調整の見直しについて伺いたいと思っております。

今回の活力創造プランでは、需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払い交付金の充実、中食、外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給、価格情報の提供等の環境整備を進める、こうした中で、定着状況を見ながら、五年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むこととしております。

その際、飼料用米、加工用米などの総合的な需給安定を確保する水田フル活用ビジョンの作成を産地交付金の交付要件とする、複数年契約や播種前契約による安定取引の一層の推進、これらの対策を進めていくこととしております。まさに、需要に応じた売れる米づくりを推進するための改革であります。

米の需要は、近年のトレンドでは、毎年八万トン程度減少いたしております。その上、日本の人口は、平成二十三年には二十六万人減少、二十四年には二十八万人の減少。減少のペースはいずれもっと速くなります。二十四年七月から二十五年六月までの一年間の需要量は、前の年に比べて三十二万トンも減少いたしました。一年間で約四割の大きな減少幅になっているわけであり、主食用米の作付面積は、いずれ水田全体の五割を割り込むと想定をされております。

そのような米を取り巻く厳しい状況を直視し、農業者の経営判断と水田フル活用で将来にわたって米の需給安定を確保していく、これが今回の米政策の見直しであります。困難ではありますけれども、必ずやり遂げなければならぬ課題であるというふうに考えております。

この改革を、減反廃止や農家淘汰政策と表現した報道がありました。その一方で、一部の専門家からは、これは減反強化ではないかという正反対の批判もなされているところでもあります。改革の全体像の中で生産調整の見直しというところが見えていないからではないかというふうに考えております。

総理は、生産調整の見直しと定義された上で、専門外の人が理解しやすいように、いわゆる減反の廃止と、注釈的な説明をしておいになりませうけれども、改めて総理のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 今回の米の生産調整の見直しでは、これまで、行政が配分するお米の生産数量目標に従って農業者が作物をつくっていたのでありますが、それを変えまして、農業者がマーケットを見ながらみずからの経営判断で作物をつくれるようにするとともに、需要のある麦や大豆や飼料用米、そうしたものの生産振興を図ることができるようになる、いわば農地フル活用を図り、食料自給率と食料自給力の向上をあわせて図っていくこととあります。

こうした政府の内容を一般の人々にお話しする際に、理解しやすいように、いわゆる減反の廃止というふうに述べてきたものでありますが、中身については今申し上げたとおりでございます。

○宮腰委員 農業者の経営判断と水田フル活用、農地フル活用でお米の需給安定を確保していくというのが総理の御発言の趣旨であるということがよく理解できたわけとあります。

米の直接支払い交付金につきましては、激変緩和のための経過措置として、十アール当たり一万五千円の単価を二十六年産米から四年間、七千五百円に固定し、三十年産米から廃止することにいたしました。これによる所得減につきましては、飼料米などに対する交付金、日本型直接支払いの交付金などでカバーできる環境を整備しておりま

す。

特に今回、飼料米の交付金については十万五千円を上限とする数量払いとした上で、戦略作物として本作化をいたしました。現場からは、農業所得がしっかりと確保できる制度になっているかという声があり、畜産が盛り盛んでない県からは、飼料米の集荷や販売について多くの懸念が示されておりま

一方、茨城県では、全国で二番目に多い六千八百ヘクタールに及ぶ主食用米の過剰作付、これを三年間で全て飼料米に切りかえていくという意欲的な計画を立てております。

生産現場の理解を得つつ、どのように飼料米の生産や流通に取り組んでいられるのか、林大臣からお伺いしたいと思ひます。

○林国務大臣 一般の施策の見直し、これは大変大きなものでございますので、ことしの一月月上旬から二月六日まで、ブロック別、都道府県別説明会、これは全ての都道府県、特に北海道は大きいですから地域別に分けて、合計六十回にわたり実施をいたしました。

今、宮腰先生からおっしゃっていただいたように、飼料用米の本作化、これを進めるために、やはり国、地方公共団体、農業団体、飼料メーカー、みんな一体となって、低コストで省力的な栽培技術ですとか、多収性品種の導入ですとか、需要先の確保、飼料用米の円滑な流通体制の整備、こういうことをきめ細かく幅広く行っていく必要がある、こういうふうと考えております。

本作化に向けて十万五千円を上限とする数量払

い、今御指摘いただいたとおりでございますが、多収性専用品種の取り組みに対して、さらに一万二千円の産地交付金の追加配分、これを行うこととしております。さらに、地域の実情に応じて独自の支援が行われる産地交付金の活用も地域で検討されておられるというふう聞いております。

また、省力的で低コストな栽培技術の導入に向けては、多収性専用品種、それから直播、直まき栽培の導入、それから飼料用米栽培の団地化、こういうことを実証、普及していく、多収性専用品種の種子の確保をきちとやる、種子転用の環境整備や過不足の全国調整、こういうことを行っておるところでございます。

また、需要先の確保でございますが、耕種農家、この餌米をつくってくださる方と畜産農家のマッチング活動を行っております。これまでで、畜産農家からは約六万七千トンの利用要望が寄せられております。こうした新たな飼料用米ニーズに対して、米の産地を結びつけていかなければなりませんので、飼料用米の全国的な需給情報、こういうものを提供しております。

さらに、円滑な流通体制を構築するために、まず耕種側においては、乾燥調製貯蔵施設、こういうものを整備する、それから畜産側が必要となる加工、保管施設の整備、さらに粉碎機、混合機等の機械導入への支援、それから配合飼料工場での長期的、計画的な供給、活用のための情報交換、こういうものを行っておりますのでございまして、今後もこういうことを一体的に推進してまいりたいと思っておりますのでございます。

○宮腰委員 今ほどの大臣がおっしゃった対策、これらの定着状況を毎年検証しながら、丁寧に進めていっていただきたいというふうに思っております。

総理にお伺いしたいと思うんですが、この予算委員会では、日本の米は高いという前提で議論されているように思います。私は、そうではないというふうに思っているわけでありまして。ブランド米もあれば、中食、外食用のお米もありますし、米は単一のマーケットにはなっておりません。

スーパーで売られている家庭向けの五キロ二千円の平均的なお米、国民一人当たり一カ月分の消費量に相当いたします。一日分の米代が約六十二円。一食分ではありません、一日分で六十二円。ペットボトルの水や缶コーヒーなどは、一本で百二十円から百三十円いたします。米の一日分の倍ほどの価格であります。

果たして、日本の一般的な米の価格は、他の食料品と比べて高いと見るか、あるいは安い部類に入ると考えておいでになりますか。総理からお答えいただけますか。

○安倍内閣総理大臣 お米の値段については、一般的に、日本のお米というのは高いんじゃないか、消費者の皆さんも、高いお米を食べさせられているのではないかと、そういう認識があるのは事実なんだろうなと思いますが、今御指摘にあったように、小売店で五キログラム二千円で販売されているもので計算しますと、一人一日当たり平均的な支出額は、確かに六十二円でありまして。お茶わん一杯当たりで計算しますと二十六円になるわけ

ありまして、二十六円であんなにおいしいものを食べられるということになるんですね。この値段については、毎日食べる主食としては、私はリーズナブルではないか、このように思います。

いずれにいたしましても、今回の農政改革では、輸出促進、六次産業化による付加価値の向上、農地集積による生産性の向上など、取り組みを着実に進め、その上で、マーケットを見ながら、みずからの経営判断で生産できるようにしていくということによって、消費者への米の安定供給と米の生産者の所得増大を図っていくこととしております。

また、あわせて申し上げますと、お米の輸出をしていくという可能性について言っても、お米というのは、五キログラム二千円で今の計算になるわけでありまして、最高級品を食べても、これが二倍、三倍になっていったとしても、ペットボトル一本ちよつとということになるわけでございます。そこで、世界の最高級品を食べたいと思う人は世界にたくさんいるのではないかと、私はこんなことも感じるわけでありまして。

いずれにいたしましても、国内で食べているお米の値段というのは、極めて質の高い、安全でおいしいものを食べている上においては大変リーズナブルな値段だな、こんなようにも感じているところでございます。

○宮腰委員 主食の米の価格はリーズナブルである、かつ安全、安心であるという御答弁をいただきました。私も全くそのとおりだというふうに思っております。

さて、次は、三つ目の改革、経営所得安定対策について伺います。

諸外国との生産条件不利を是正するゲタと言われる畑作物の交付金、農業者の抛出に基づくセーフティネットであるナラシと言われる米・畑作物収入減少影響緩和対策、この対策を平成十九年から行ってまいりました。これまでは、対象となる農業者について、認定農業者で四ヘクタール以上、集落営農で二十ヘクタール以上という面積要件を課しておりましたが、今回の改革でこの要件を廃止するということになりました。

現状では、経営面積が小さくても規模拡大を目指す意欲ある農業者が対象になっておらず、新規就農者は入り口からほぼ対象外となっているわけでありまして。この面積要件の廃止や認定就農者の取り組みによって、意欲と能力のある農業者であれば対策の対象になれるというふうに考えてよろしいでしょうか。林大臣、お願いいたします。

○林国務大臣 今、宮腰先生おっしゃっていたように、今までは、都府県四ヘクタール、北海道十ヘクタール、集落営農二十ヘクタールを原則としておりましたが、これを、規模要件は今後は課さない、こういうことにいたしました。

これによりまして、効率的、安定的な農業経営を目指して経営改善を図ろうとしていただいている方は、認定農業者になることによりまして、経営面積にかかわらず、広く経営所得安定対策、今言っていたゲタ、ナラシ対策の対象となるのが可能、こういうふうになります。

今回の見直しにおいては、さらに新規就農者の

お話もしていただきましたが、就農したばかりで直ちには認定農業者として効率的かつ安定的な農業経営を目指せない、こういう方でも、農業経営基盤強化促進法に位置づけられた認定就農者、これになることによりまして、経営所得安定対策に加入できることといたしました。

したがって、今後は、意欲と能力のある農業者が幅広く経営所得安定対策の対象となることが可能になるというところでございます。

今回の制度見直しは、法整備を経て、平成二十七年から実施をする予定でございますが、実施までの約一年間を通じて、必要な方は、認定農業者や認定就農者の認定を受けたり、集落営農の組織化を図っていただく、こういうことを期待しているところでございます。

○宮腰委員 今回の改革では、意欲ある農業者の所得をさらに安定させるという趣旨で、全ての作目を対象として収入保険の導入を予定いたしております。新年度予算に調査費が計上されております。

収入保険は、WTO協定上、デミニミスとして補助金の支出が認められている仕組みであります。昨年の野党共同提案の法案にも盛り込まれております。

この収入保険制度の目的とイメージ、導入への道筋について、大臣からお伺いしたいと思っております。

○林国務大臣 大変大事なポイントをお聞きいただきました。

今の農業共済制度、これは、自然災害による収

穫量の減少ということを対象としておりますので、市場による価格低下が対象となっていない、また、対象品目が収穫量の把握ができるものに限定されておりますので、加入単位も品目ごとになっておりまして、農業経営全体がカバーできていない、こういう問題があるわけでございます。

したがって、全ての農作物を対象としまして、農業経営全体の収入に着目した収入保険、これの導入について調査検討を進めていく必要があると考えておりまして、今、先生からお話がありまして、二十六年の当初予算案において調査費を計上いたしております。

この調査結果を踏まえて制度設計を行いまして、平成二十七年産について、したがって来年の産について、まず、作付前の加入から納税申告までのワンサイクル、すなわち、平成二十六年中に加入をしていただいて、二十七年につくっていただいて、二十八年に納税申告をする、このワンサイクルを、フィージビリティスタディーを実施した上で制度を固めていければ、こういうふうにご考えております。

今後の調査等の結果によりまして、現段階でまだ確たることを申し上げられないわけでございますが、調査検討が順調に進めば、最も早い場合で平成二十九年の通常国会に関連法案を提出することになるもの、こういうふうにご考えておるところでございます。

○宮腰委員 次は、四つ目の改革、地域政策としての日本型直接支払いについてであります。

食料・農業・農村基本法は、第三条「多面的機

能の発揮」の条文のところで、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能については、「将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。」としております。

日本学術会議の答申では、農業、農村が果たしている多面的機能は、数字でカウントできるだけでも年間八兆二千億円とされております。

農業用水の維持管理は、集落が担っております。下流の市街地では、生活用水や防火用水として利用されており、維持管理は行政が担っております。草刈りを初めとする道路の維持管理も、農村部では集落が、市街地では行政が行っております。農業、農村の多面的機能は、しっかりと集落機能があつて初めて維持されるものでありまして、少数の担い手だけではとても維持できないというのが現実であります。

二〇〇三年に、全てのOECD加盟国の合意を得て、農業の多面的機能に関するレポートというのが公表されました。多面的機能を維持するために適切とされる直接支払いの方法は、農業生産の維持に必要なコスト差を補填するものであるというふうにご認識されております。この考え方はWTOルールでも認められております。

今回の改革で導入する日本型直接支払いは、多面的機能を維持するための我が国初の本格的なデカップリング政策であります。

EUでは、長年にわたり、農業生産と切り離し

た直接支払い制度、デカップリングを実施しておりますが、農地は、農産物の生産以外の機能を果たしている、いわば公共財的な性格を持つことを支払いの正当性及び根拠としております。

畑作や酪農地帯である EU とは違い、農地や農地周りを維持するための共同活動を対象とする農地維持支払いをベースにしている、これが日本型直接支払いの特徴であり、地域政策として、農地集積や担い手づくりという産業政策と整合性がとれたものになっております。

日本型直接支払いは、今後の農政のベースになります。総理は、息をのむほど美しい日本の農村風景を守るといふふうにおっしゃっておいでになります。産業界との整合性や国際標準との関係など、日本型直接支払い制度をどのように位置づけておいでになりますか、お伺いしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 日本は古来より瑞穂の国と言われてきておりまして、これは富山でも山口県でもそうなんです。いよいよ春に向かって田に水を張る、そのとき、夕刻になれば月がその田に映るんですね。この美しさ。そして、夏に向かってどんどん田が青くなっていく。そして、秋になれば黄金色になっていく。この日本の四季をまさに映す美しさ。美しい国土とそして景観を保ってきたのは水田にはかならないだろう、こう思うわけでありませう。

農林水産業は、国民に食料を安定的に供給し、地域の経済を支える重要な産業であるとともに、今申し上げましたように、我が国のすばらしい歴史、文化、伝統を育んできたふるさと国土を守る多面的な機能を有しているわけでありませう。この多面的な機能の重要性をしっかりと、日本だけではなくて世界でもそれは評価する必要があるんだらうな、私はこのように思っています。

このため、私は、強い農林水産業とともに、美しく活力ある農山漁村を実現していく決意を述べてきたところでありまして、輸出促進や六次産業化の推進による付加価値の向上、農地集積による生産性の向上など、産業界としての競争力を高めていく施策に加えて、美しいふるさとを守る日本型直接支払いの創設に取り組むことを明言してきたところでございます。

先ほど委員も御指摘になられたように、諸外国においては農業生産と切り離れた直接支払いが生産手法として用いられておりまして、デカップリングと称されているところでありませう。水田農業が中心の我が国においても、同様の政策を日本型直接支払いとして本格的に導入することとしているところでありまして、先ほど申し上げましたように、古来より受け継いできた日本のこの美しい景観、環境、伝統、文化はしっかりと守っていくことも私たちの大切な責任である、このように認識しております。

○宮腰委員 日本のよき伝統を次の世代に受け継いでいくというのが我々の世代の責任でもあるという御答弁だったと思えます。

日本でこれまで実施してきているデカップリング、つまり、中山間地域等直接支払い、環境直接支払い、これを多面的機能直接支払いとセットで

法制化する方針とお聞きをいたしております。

自民党としては、時限法ではなく恒久法とし、その中で、基本法第三条をベースに深掘りをしていただいて、日本型直接支払いの基本理念を明確にすべきであるというふうに考えておりますが、農水大臣の御意見をお伺いしたいと思います。農水大臣の御意見を伺いたいと思っております。

○林務大臣 日本型直接支払いは、今、宮腰委員からお話があったように、国土の保全を初め広く国民が受益するものとして、基本法三条に定められた多面的機能の発揮を促進するものでございまして、農地維持支払いと資源向上支払いから成る多面的機能支払い、今度新しくできるわけですが、それに加えて、中山間地域等直接支払いと環境保全型農業直接支払いもあわせて実施をしていこう、こういうことでございます。

平成二十七年からは、これら四つの直接支払いに関する取り組みを法律に位置づけることによりまして、現場で安心して取り組んでいただけますように、法案の提出に向けて作業を既に進めておるところでございます。

今お話がありましたように、この法案については、基本法第三条の趣旨に沿って、恒久法とするとともに、日本型直接支払いの基本的な考え方を基本理念として定めることを検討しているところでございます。

○宮腰委員 ぜひ、この通常国会で法案を成立させていきたい、私もそう思っております。

最後に、農業分野の組織改革について伺っておきたいと思えます。

この組織改革については、あくまで農政改革の

一環であり、規制改革そのものが自己目的ではありません。目的を明確にしてこそ、関係者の協力のもとに改革の成果が上がるものというふうに考えております。

総理にお聞きしたいと思います。

農協、農業委員会、農業生産法人のあり方の見直しにつきましては、農業の成長産業化や農業、農村の所得倍増の実現に資することを目的として行うものであり、いわゆる岩盤規制に穴をあけること自体が目的ではないという理解でよろしいでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 安倍内閣においては、強い農林水産業とともに、美しく活力ある農山漁村を実現する決意のもとに、臨時国会で委員に御尽力をいただいで関連法が成立をいたしました農地集積バンクの取り組みや、四十年以上続いてきた米の生産調整の見直しなど、農政においても大きな改革が始まったところであります。

今後は、やる気のある担い手が新しい施策を活用して安心して経営展開を図っていただけるよう、環境整備を行っていくことが重要であるというふうに考えています。

農政の改革は緒にたばかりでありまして、今後、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合のあり方等については、さらに議論を深め、具体的な農業改革の推進について結論を得ることとしていきます。

私が主宰する農林水産業・地域の活力創造本部においては、現場での実効性と制度の安定性に配慮しながら、農業を成長産業とするための改革を

しっかりと進めていきたい、こう考えておりまして、岩盤にドリルを入れるのは、岩盤にドリルを入れること自体が目的ではなくて、まさにそこから新たな天地を開いていく、そこが目的であるということでございます。

○宮腰委員 岩盤、ドリル、それが目的ではない、自己目的ではないというお話でありました。

農協や農業委員会の問題は、これは団体自身の組織問題ではありますけれども、政府との意見交換あるいは対話を積み上げて問題意識を共有しながら強ちに農政改革を進めていく、このようにしていかなければいけないと思っておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。総理からお伺いしたいと思えます。

○安倍内閣総理大臣 まさに農業というのは、地域で農業を担っていた方たちとの協力作業でもあります。その中において、最初に御議論をさせていただきますように、農業というのは、頑張っているところと考える人たちが、自分たちの情熱によって地域の人たちと協力していくことによって新しい地平線を開いていくことができるんだ、そういう分野にしていくことが重要ではないか、このように思うところでございます。

○宮腰委員 これで質問は終わりますけれども、きょうの質疑の中で総理の真意もお伺いをいたしました。現場にもよく伝わったというふうに思っております。

いろいろな関係者の方々が力を合わせて農政改革に取り組んでいく、農政改革実行元年、ことしを、一緒になって、微力ではありますが、そ

れに向かつて頑張っていきたいと思っております。質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○二階委員長 これにて高市君、鴨下君、宮腰君の質疑は終了いたしました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩